平成２９年（フ）第１５０９号
埼玉県久喜市吉羽２丁目12番地５
債務者　髙橋　　永
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３１号
埼玉県草加市遊馬町746番地　草加グリーンハイム202号
債務者　荒牧ミワ子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３７号
埼玉県八潮市八潮４丁目19番地３　クレセントＭⅡ202号室
債務者　豊仲　喜一
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６６８号
埼玉県三郷市彦野１丁目130番地９、旧住所東京都足立区綾瀬６丁目２番２―401号
債務者　相原　友美（旧姓宮井）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
千葉県香取市阿玉川778番地
債務者　向後明日香
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第５３８号
川崎市中原区木月４丁目15番10―207号　コーポドルチェ
債務者　池田　　勇
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６２号
川崎市宮前区小台２丁目１番地５　宮前平アールエーマンション104
債務者　**廣**濵　眞里
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７９号
川崎市川崎区旭町２丁目15番１号　シャルマン旭町　102
債務者　小林　政彦
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７００号
川崎市麻生区金程１丁目29番９―103号
債務者　岩澤　綾香（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
川崎市宮前区鷺沼２丁目19番地２　北岡荘202
債務者　石井有紀子（旧姓宇都宮）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０３号
川崎市宮前区菅生６丁目21番１―104号　レインボー向ヶ丘
債務者　磯　　典宏
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１０号
川崎市宮前区有馬５丁目16番７号　泉ハイツ108
債務者　秋山　暎子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
川崎市宮前区有馬５丁目16番７号　泉ハイツ108
債務者　秋山みどり
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２４号
川崎市川崎区日進町10番地15　かぎ高
債務者　佐久間　浩
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
静岡県熱海市青葉町18番９号
債務者　渥美美知子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｃ棟301
債務者　田島　彰彦
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｃ棟301
債務者　田島由美子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係